

# 外国人観光客利便増進措置に関する基準（案）の概要

## ■ 基準（案）の内容

### ★ポイント 我が国の公共交通事業者等が今後達成すべきと考えられるサービス水準を明確化

○外国語等による情報の提供  
・外国人観光客が公共交通機関を円滑に利用するために必要となる情報を外国語等で提供すること。



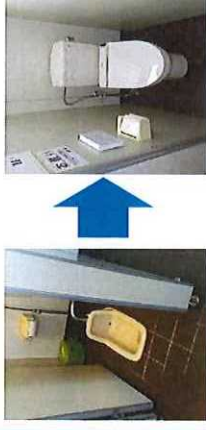
○災害等の異常時における情報の提供  
・異常時における運行に関する情報を外国語等で提供すること。



○インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置（公衆無線LANの整備）  
・公衆無線LAN等インターネットを利用した情報の閲覧を可能とする環境を整備すること。



○座便式の水洗便所の設置（トイレの洋式化）  
・便器（小便器を除く。）は、原則として座便式のものとする。



○クレジットカードによる支払が可能とした券売機等の設置  
・【長距離・優等の乗車船券】クレジットカードによる支払を可能とした券売機等を設置すること。



○交通系ICカード利用環境の整備  
・【鉄道・乗合バス】交通系ICカードを利用できる環境を整備すること。



○車両内における荷物置き場の設置  
・【長距離利用又は空港アクセス利用の鉄軌道】車両の内部において、大型荷物が複数収納できる荷物置き場を設置すること。



○インターネットによる予約環境の整備  
・【座席等指定券及び企画乗車船券】ウェブサイト等により予約可能な環境を整備すること。

